

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・四・一一号上寺家下見線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県東広島市西条昭和町一三番一〇号

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市西条町西条東字堤之内、字実竹、西条町寺家字重常、字尾形及び西条町下見字西仏地内

使用の部分

広島県東広島市西条町西条東字実竹